

令和3年 第11回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分～午後2時37分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	17番 竹内 佳重		

4 欠席委員 (1人)

16番 上原 見徳

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について

日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第11回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

本日の総会の開催に当たり、16番上原見徳委員については欠席届が出されて

いますので、報告します。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、2番丸山征二委員・15番宇佐美幸雄委員の両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可審議案件、番号8番でございますが、令和3年11月22日付で取下げ申出書の提出がありましたので、報告いたします。申出により、番号8番は欠番とさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

令和3年10月25日開催の第10回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、5条関係25件につきまして、令和3年11月16日付で許可書を交付しました。

なお、5条関係2件、〇〇株式会社の案件につきましては、県開発許可日に併せて交付する予定です。

現況証明の10月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

第8回常設審議委員会が11月16日に前橋市の群馬県JAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

西部農村女性会議第2回役員会が11月8日に高崎合同庁舎403会議室で開催され、上原恵美子委員が出席しました。

令和3年関東ブロック女性農業委員等研修会が11月5日に茨城県つくば市で開催され、上原恵美子委員、萩原推進委員がオンラインで参加しました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の4件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の2番と4番でございます。2番と4番、両方とも受け人が現役で一生懸命頑張っておりますので、何ら問題ないと考えています。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第1号の3条です。ナンバー3番です。これは〇〇と〇〇ということで、私が説明いたします。それとあと、〇〇のこれは二転三転してまして、初めはキノコをつくるとか何とかということで出てきたのですけれども、これは営農型の太陽光をするというので、周りは遊休農地がずっと広がっているところで、特に問題はないかなと思います。〇〇の方は、周りはこれは畑ですので、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願ひをいたします。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法第3条の1番です。この申請者につきましては、菌床栽培による農産物を生産、出荷している農業法人でありまして、経営が順調に伸びておりまして、経営規模を拡大、拡張するため事業をいろいろと展開しているところでございます。既に本年の3月、隣接する農地約1万平米につきましては3号申請出されて、許可済みになっております。今回の申請につきましては、地続きの農地を東側にさらに拡張するために所有者と交渉を進めている途中ですが、計画の一区切りということで、現時点で一応めどをついた土地について3号申請が出されたところでございます。

この申請地一帯につきましては、申請者が所有する農地のほかは長年にわたり放棄地状態で、耕作されていない土地が広く広がっている状況でございます。

この計画が順調に進んでいけば、周辺農地の整備と申しますか、周辺農地の農地再生に明るい兆しが見えてくるのではないかと期待されているところです。一応ご参考までに申し上げます、よろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、以上4件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、11月19日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

では、5番。

5番委員 5番です。第4条関係の1番、2番であります。隣接している土地で同じ案件でございますので一緒に説明しますが、これは昨年の10月ですか、これは審議に諮ってもらった案件でございます。〇〇線の一般県道があるのですが、そこにちょっと面した部分から見ますと、相当のくぼ地になっていました。そ

これをさらにしたいということで、一時転用ですね。

私を見る限りでは、私もすぐ近くに住んでいますので、ちょいちょい見るのですが、どうも工事が遅い感じなのです。工事関係の進捗状況、私が心配することではないのですが、特に2番のほうについてはまだ全く手つかずの状況で、そのままになっています。そういうことで、県道までの盛土というと相当必要なのですが、そのために今回さらに一時転用のこれは延期という形になるのですか、新たな、さらに転用が出てきたということです。特に周りに及ぼす影響はございませんので、特に問題はないと考えております。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ないようですので、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番と2番の2件、以上2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求め、併せて事前現地調査の内容についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、11月19日に実施されました申請地面積1,000平米以上の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和3年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の16

件及び議案書 5 ページ記載の計画変更 2 件の計 18 件です。受理した申請書は農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 10 番になります。こちらが申請の理由に書いてあるとおり、〇〇は隣地なのですが、そちらに建設するに当たり道路とこの場所の間にこの申請地は挟まれておりますので、これはやむを得ない申請だと思います。周りの近隣農地、影響はないと考えます。

また、計画変更の 1 番ですが、これは場所は〇〇の北側なのですが、目的変更、第 5 条になっています。

以上でございます。

議長 ほかにございますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。農地法第 5 条の 1 番、5 番、9 番です。これは皆 3 種農地です。

まず、1 番です。これは国道 18 号の〇〇入口の東の〇〇と〇〇の南側の畑です。これは広いのですけれども、これは 3 種農地なので問題ありません。

続きまして、5 番です。これは国道 18 号の〇〇の東の手押しの信号を真っすぐ北へ行ったところの〇〇にぶつかったすぐ東のところの畑です。これも 3 種農地で、周りがまた宅地なので、問題ありません。

9 番です。9 番は〇〇の北側の住宅地です。これはみんな周りがそれこそ住宅で、そこだけぽつんと 1 軒、1 か所だけ畑が残っている状態で、これも問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 4 番と 16 番でございます。4 番は太陽光発電ということで、現場を見たところ、もうその畑が山林みたいになっていて、周りがみんなそういう状態、山林になっております。見たところ太陽光ということでしようがないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

16番につきましては、〇〇の部落の真ん中でございまして、周りに農地もありません。一般住宅ということで問題ないと思います。よろしく願いを申し上げます。

以上です。

議長 そのほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条関係の3番でございます。こちらは〇〇の北側になります。斜面が南斜面。この現地と〇〇の間には道路が、県道が走っていて、運動場があって、その上ということでございます。西側には太陽光ができていまして、場所的にはちょっと、扇状的に結構平らなところなので、ほかに与える影響はないかなというふうに思われますので、審議の参考にしてください。

以上です。

議長 そのほかにございますか。

11番。

11番委員 11番です。3号、5条関係の6番ですが、これは〇〇約400から500mくらい南方の場所であります。長年耕作されていない。何十年という間、耕作された様子は一つもございませぬ。それで、周りも全てそのような状態になっております。それで、この資材置場ということで、前にこの建設会社ですか、これは埋め土したその続きをやるということで、その隣なのですが、V字型に溝ができています。7～8mくらいありますか、溝が。そこを埋めて平らにするということで、他の農地も全然問題はないと思われまます。よろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号、農地法第5条関係の7番でございます。これは西側市道、北と南は住宅がありまして、東側は5mほど段差はあるのですけれども、下は耕作されていない田んぼとなっております。この申請の住宅はその西側の市道に面した一角ですので、特に問題はないと考えられますので、ご審議の参考にしていただきたいと思ひます。よろしく願いしたいと思ひます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。第3号、農地法第5条の関係の申請になります。2番になります。申請地の西側に既に太陽光ができていまして、そこへ通ずる通路と資材置場の申請であります、東側は市道になっていまして、南北の一応畑がありますが、両方2mぐらいの土手の段差になっています。特に耕作には影響ないと思います。ご参考までによろしくご審議をお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から説明いたします。

議案第3号、農地法第5条の11番と14番、まず最初に11番のほうなのですが、これについては〇〇の〇〇、〇〇の信号のちょっと陰なのですけれども、そのところなのですが、東側宅地が3つの宅地であります。それで、南側も宅地になります。西側も今工場が建っております。下がったところで、位置は問題ないと思われま。

それから、14番については、これについては前に計画変更出ていますけれども、その場所でありますので、このところは問題ないと思われましますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含み置きください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班の審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、併せて計画変更1番の計4件、2班に4番から7番及び9番、10番の6件、3班に11番から17番の7件、併せて計画変更2番の計8件、以上18件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審議が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:06)

(書類審査)

(再開午後 2:26)

議長 では、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番から4番まで4件です。審査班で農地法3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

2班。

2班班長 11番です。2班に付託されました議案第2号、農地法4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第 3 号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。1 班。

1 班班長 1 5 番です。1 班に付託されました議案第 3 号、農地法 5 条関係は、1 番から 3 番の 3 件と計画変更の 1 番であります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。以上です。

議 長 2 班。

2 班班長 1 1 番です。2 班に付託されました 3 号議案、5 条関係は、4 番から 7 番、9 番から 1 0 番の 6 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 2 番です。3 班に付託されました議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 1 番から 1 7 番及び計画変更の 2 番になります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 3 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 3 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第 6、議案第 4 号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請に

ついてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和3年11月25日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市古屋字田畑722番1ほか1筆。下限面積1アール。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号 安中市登録空家等に附属する農地の指定申請については原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

議長 本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年11月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の7件です。

農業経営規範強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を願います。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第11回安中市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

時に午後 2時37分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年11月25日

安中市農業委員会会長

2番委員

15番委員